

**令和2年度
小さな拠点の形成に関する実態調査
調査結果**

令和2年11月
内閣府地方創生推進事務局

1. 調査概要

「令和2年度小さな拠点の形成に関する実態調査」概要

- 調査主体：内閣府地方創生推進事務局
- 調査時期：令和2年5月末時点における状況として、7月28日～9月11日にかけて調査
- 調査対象：全市町村（東京23区を除く）
- 調査方法：都道府県を經由して、市町村に対して、市町村内の小さな拠点の形成状況等について調査。調査票をメールで送付し、都道府県においてとりまとめの上、メールで回収
- 調査項目：市町村における小さな拠点の形成数、今後の形成予定数
各小さな拠点の地区名、住所、人口、集落数、対象範囲、地域区分、地域再生計画や市町村版総合戦略への位置付け、主な拠点施設、交通ネットワーク、地域運営組織の有無、ホームページ等
- 公表方法：内閣府小さな拠点情報サイト（https://www.cao.go.jp/regional_management/）で公表（各市町村より公表可と判断されたものをリスト化し、公表）

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

市街化区域を除く、中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等）やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となる。

2. 調査結果 概要

[全体の概要]

- 調査対象市町村数：1, 718市町村（回答率100%）
- 回答いただいた市町村のうち、約20%にあたる**351市町村**（前回調査：330市町村）において、**市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点**が**1, 267箇所**（前回調査：1, 181箇所）形成されている
- また、既に形成されている小さな拠点数全体（市町村版総合戦略への位置付けの有り無しに関わらず）でみると、回答いただいた市町村のうち、約32%にあたる560市町村（前回調査：533市町村）において、2, 017箇所（前回調査：1, 867箇所）形成されている
- 小さな拠点の形成及び形成予定箇所一覧については別紙1、2のとおり（調査において、公表可と回答いただいた箇所のみ記載）

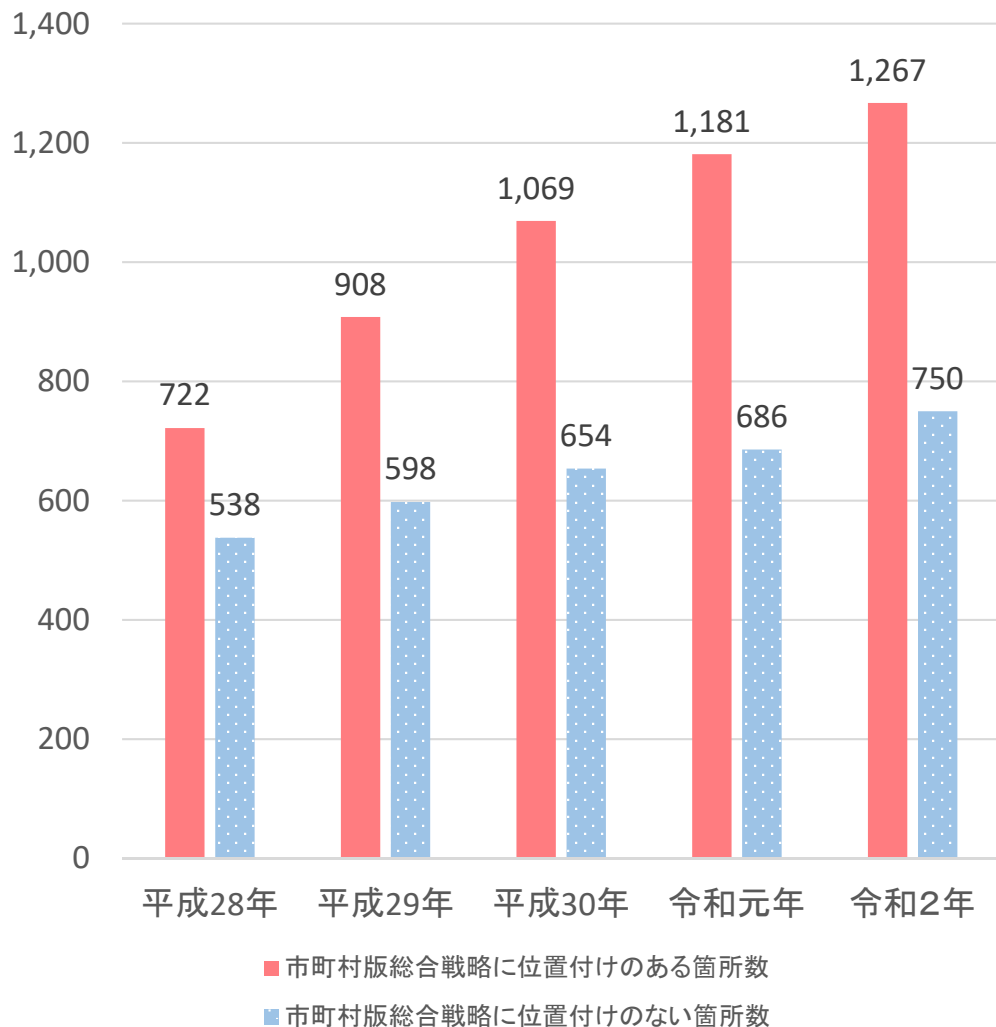
[市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1, 267箇所の概要]

- 対象とする集落生活圏の範囲は、**小学校区や旧小学校区が多い**（それぞれ全体の約30%）
- 約22%にあたる283箇所で地域再生計画に位置付け、主に地方創生関係交付金を活用し取組を推進
- 立地する主な施設は、バス停留所、郵便局、食料品・日用品販売店、飲食店、運動施設等、地域交流センター等地区住民の活動拠点施設の順に多い
- **都市部との公共交通は約96%の箇所で形成**されており、**周辺集落との公共交通は約83%の箇所で形成**されている
- 都市部との交通では民営路線バスが最も多く、周辺集落との交通では公営路線バスが最も多い
- **87%の箇所で地域運営組織が形成**され（前回調査：86%）、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組む

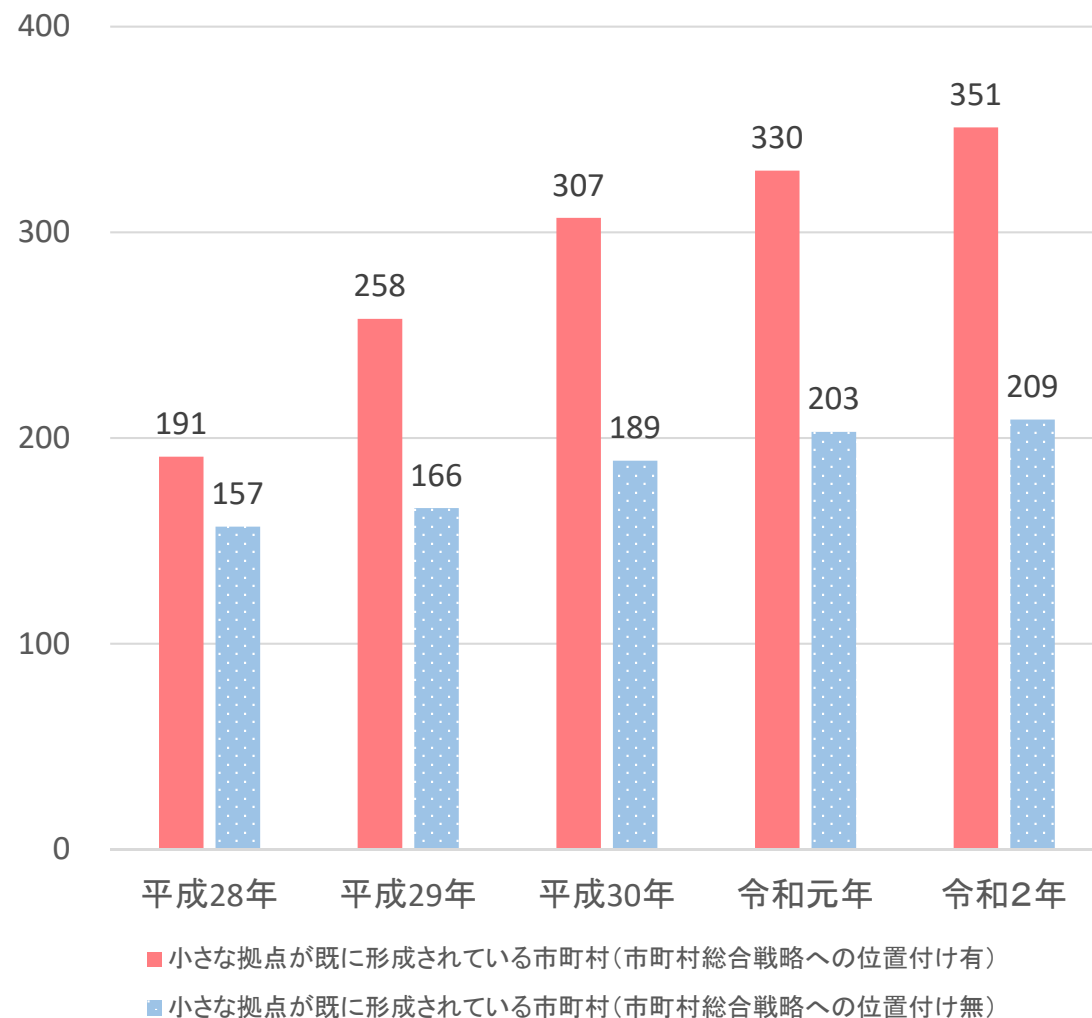
2. 調査結果 過去の調査との比較

- 市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数は、前回調査（令和元年度）と比較して、86箇所増加。また市町村数も21市町村増加
- また、全体としても前回調査（令和元年度）と比較して、150箇所増加。市町村数も27市町村増加

【小さな拠点の形成数】

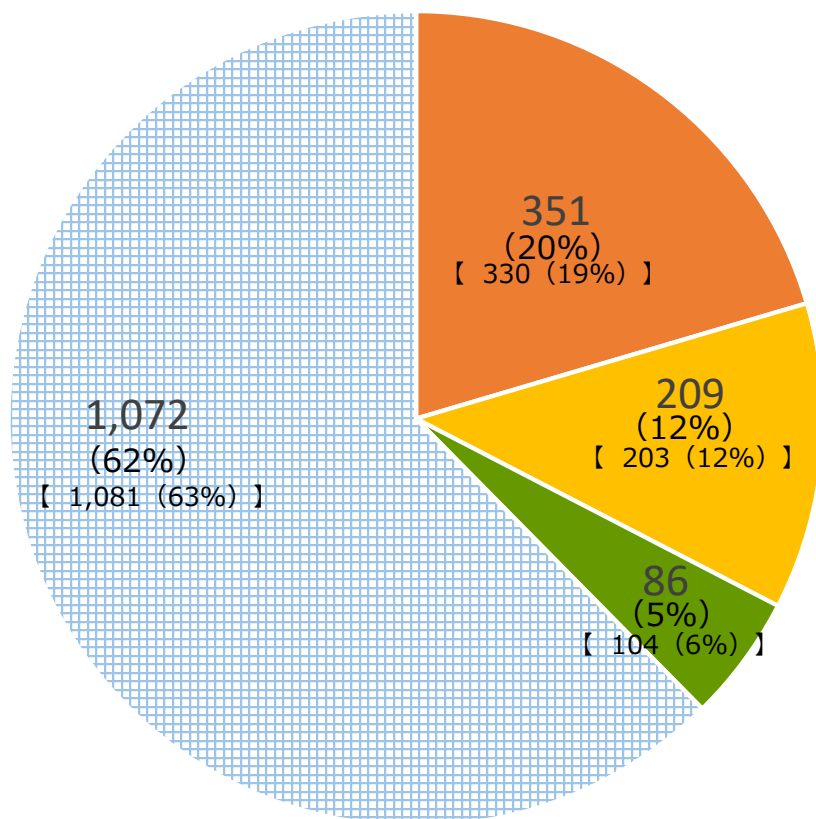


【小さな拠点が形成されている市町村数】



2. 調査結果 回答市町村数等

- 回答市町村数：1,718市町村（回答率100%）
- 回答いただいた市町村のうち、小さな拠点が既に形成されている市町村は、560市町村（約32%）
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は、351市町村（約20%）



- 小さな拠点が既に形成されている市町村(市町村版総合戦略への位置付け有)
- 小さな拠点が既に形成されている市町村(市町村版総合戦略への位置付け無)
- 小さな拠点の形成を予定している市町村
- + 小さな拠点が形成されていない市町村

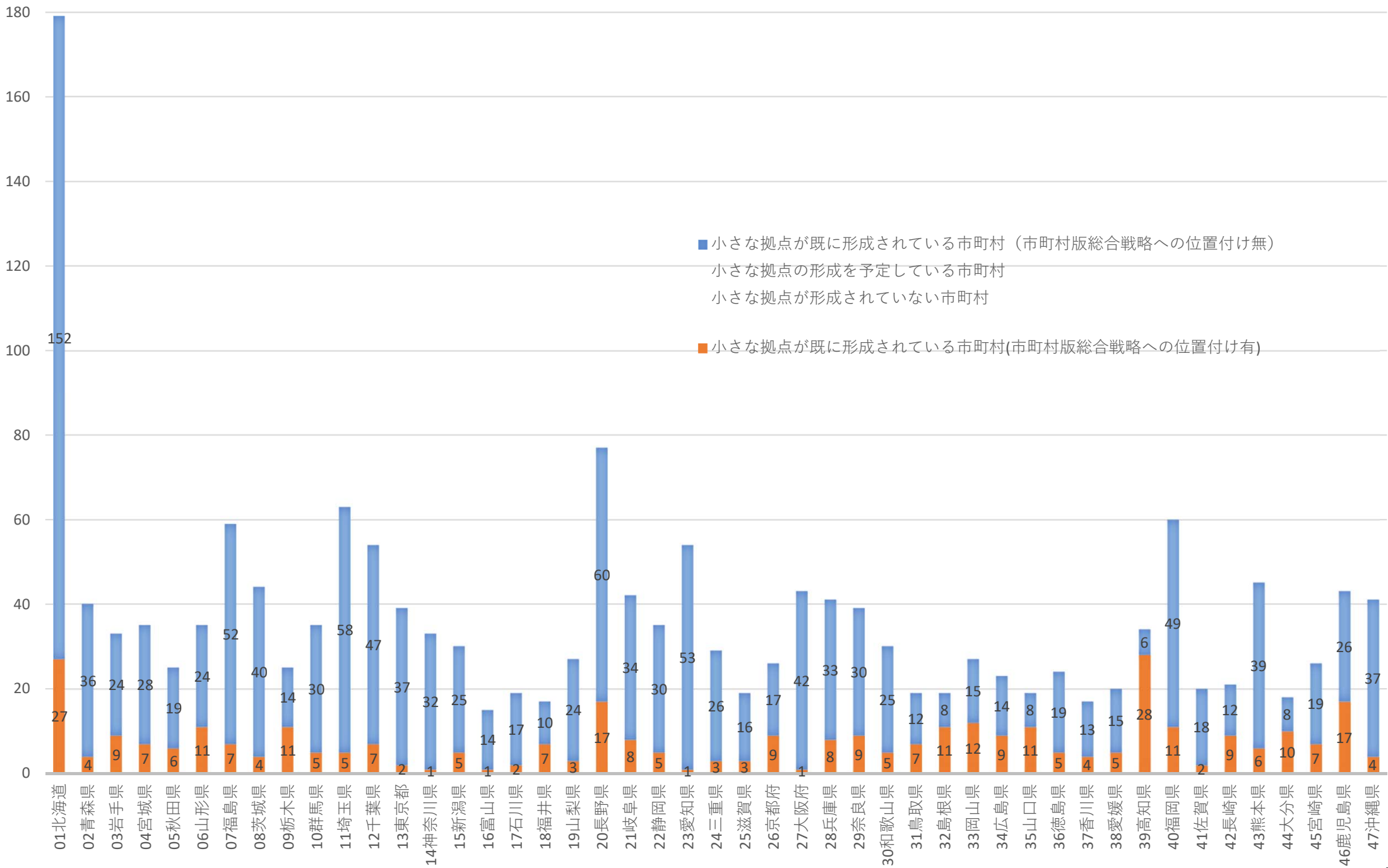
※1 一つの市町村内に、市町村版総合戦略への位置付けがある箇所と位置付けがない箇所の両方が存在する場合は、位置付けがある市町村として計上する

※2 一つの市町村内に、小さな拠点が既に形成されてる箇所と今後形成を予定している箇所の両方が存在する場合は、小さな拠点が既に形成されている市町村として計上する

※3 都市部のみで小さな拠点の形成が考えられない市町村も含む

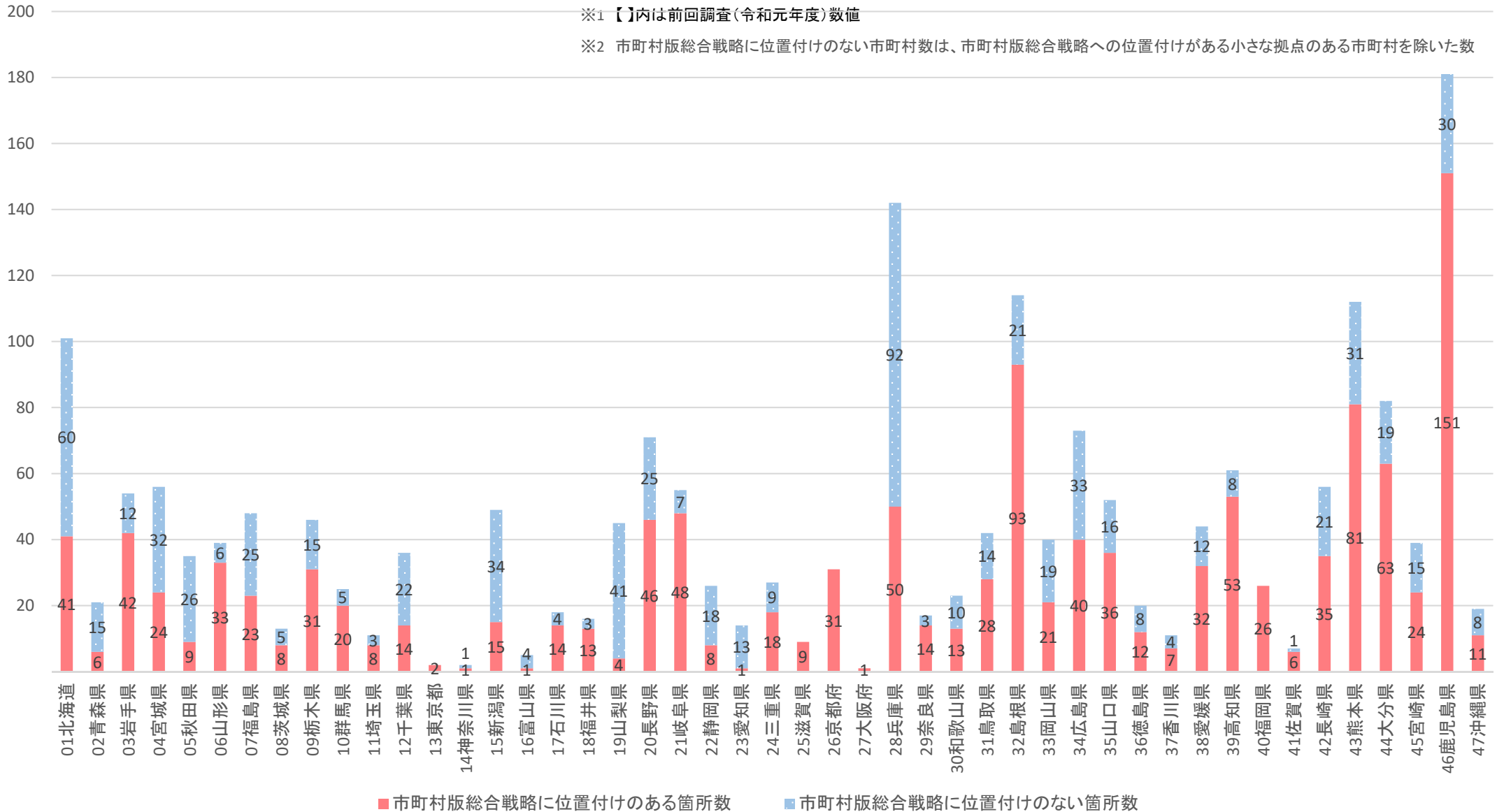
※4 【】内は前回調査(令和元年度)数値

2. (1) 回答市町村数の都道府県別内訳



2. (2) 現在形成されている小さな拠点数

- 現在形成されている小さな拠点は、
市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：1,267箇所（351市町村）【1,181箇所（330市町村）】
市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：750箇所（209市町村※2）【686箇所（203市町村※2）】



2. (3) 今後、形成が予定されている小さな拠点数

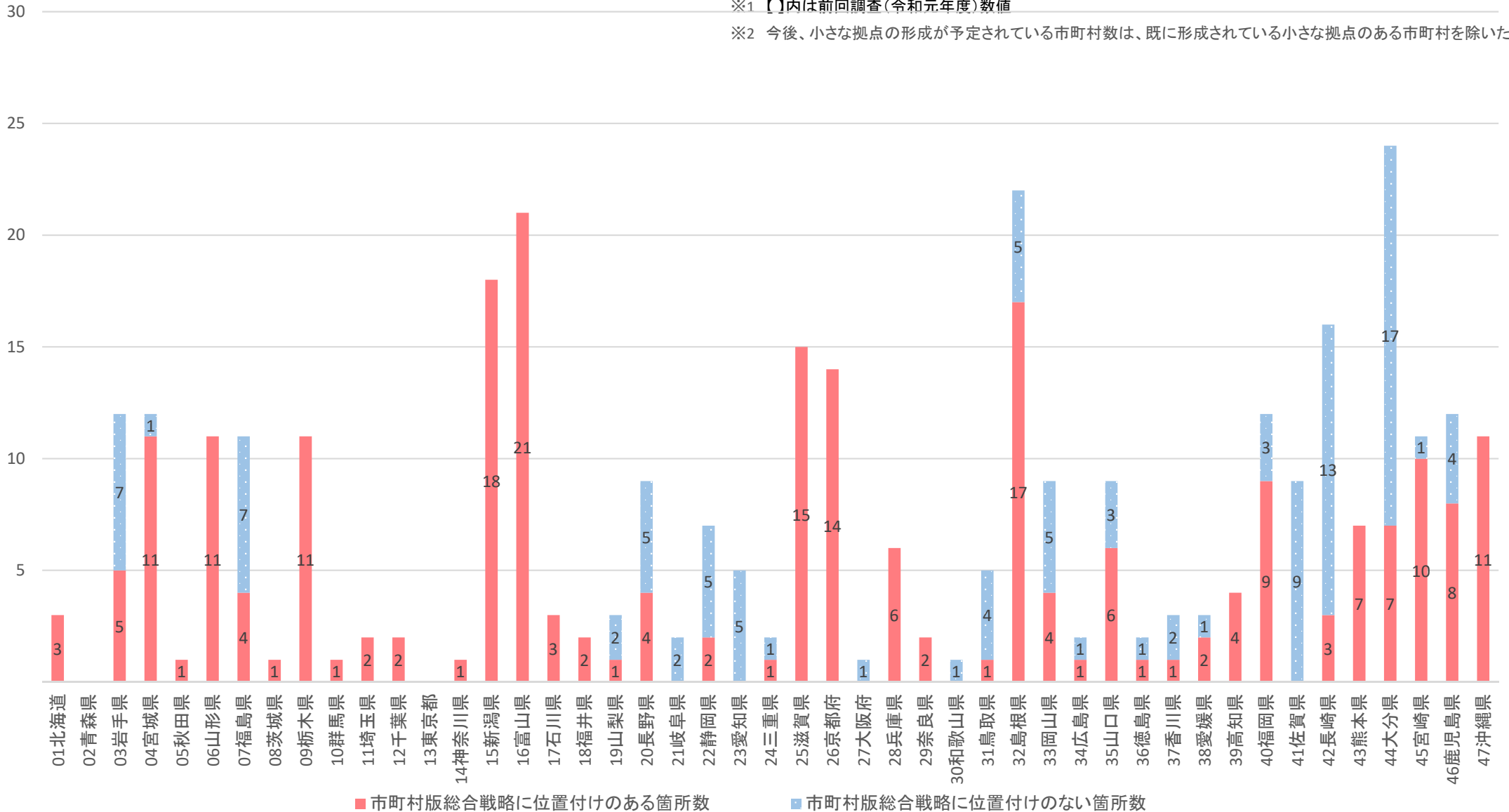
● 今後、形成が予定されている小さな拠点は、

市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：234箇所（57市町村※2）【256箇所（79市町村）】

市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：106箇所（29市町村※2）【100箇所（25市町村）】

※1 【 】内は前回調査(令和元年度)数値

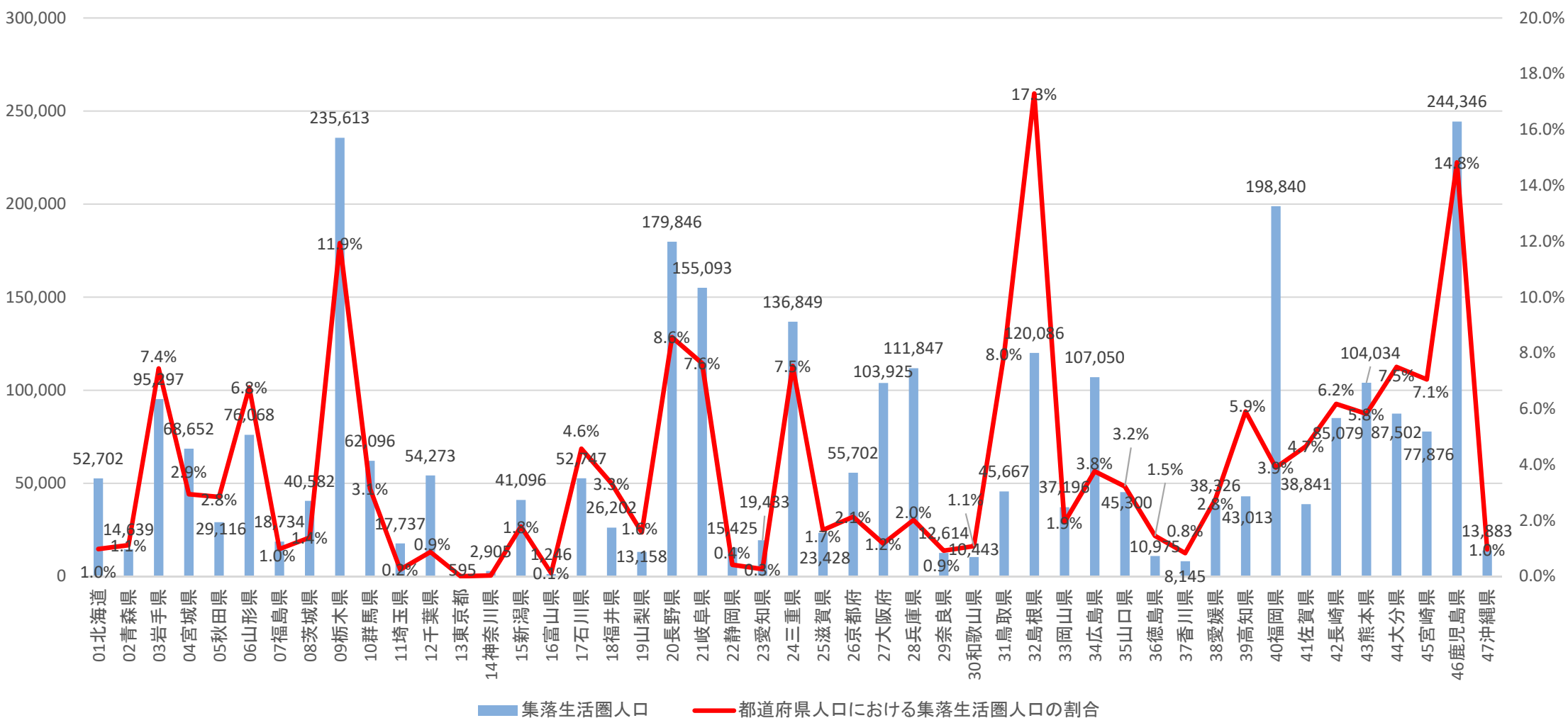
※2 今後、小さな拠点の形成が予定されている市町村数は、既に形成されている小さな拠点のある市町村を除いた数



2. (4) 小さな拠点の集落生活圏人口、集落数、人口カバー率

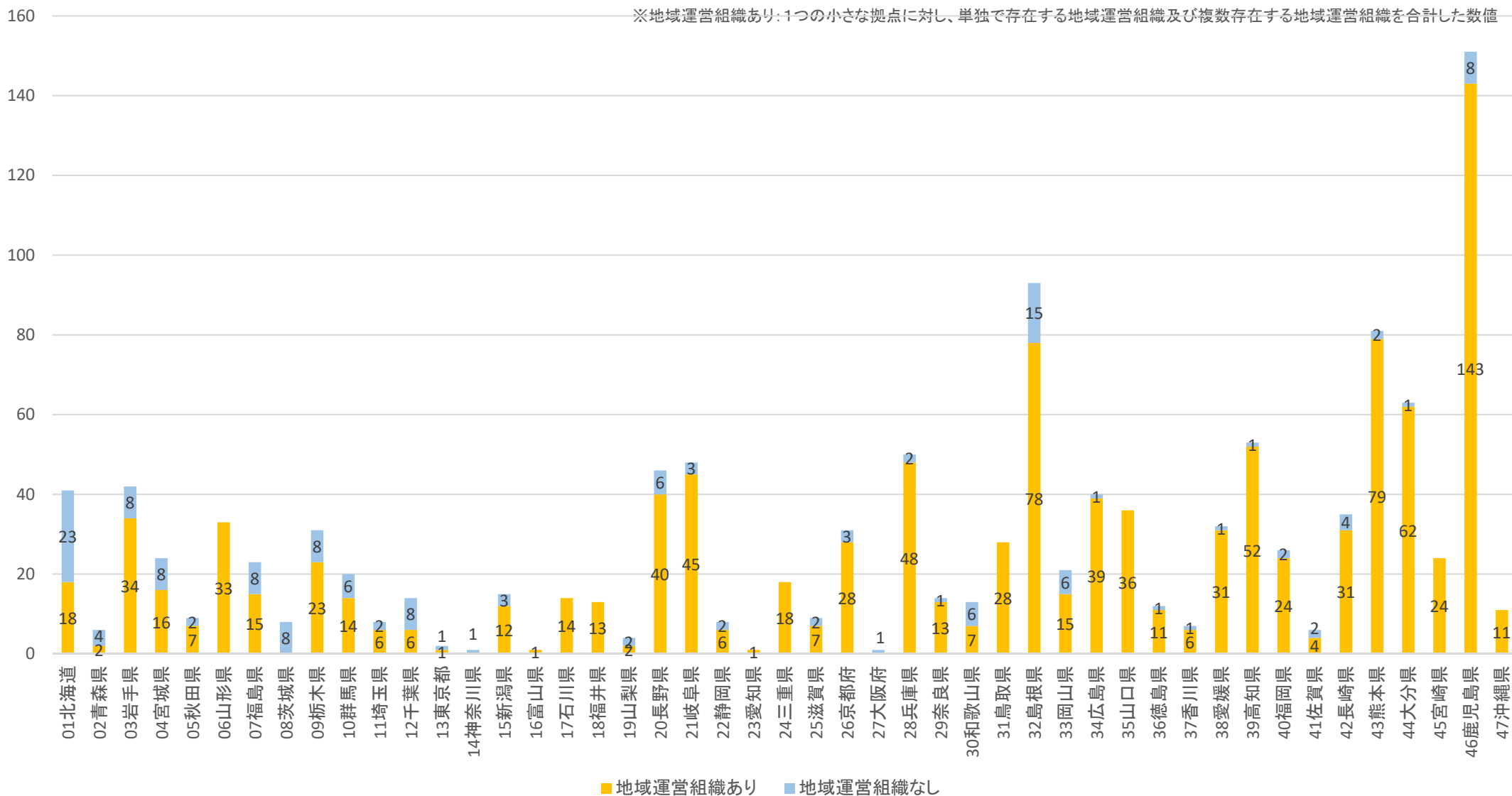
- 小さな拠点の集落生活圏人口（小さな拠点が対象としている日常生活圏に暮らしている人口）は、全国で合計3,034,222人。1箇所あたりの集落生活圏人口は、**全国平均2,395人**
- 小さな拠点に関わる集落数は、全国で合計19,320集落。1箇所あたりの集落数は、**全国平均15.2集落**
- 都道府県人口のうち約2.4%が、小さな拠点が対象としている日常生活圏で暮らしている
（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,267箇所について調査。日本全国及び各都道府県人口は平成27年国勢調査を参照）

都道府県別の集落生活圏人口の合計、都道府県別人口における集落生活圏人口の割合（人口カバー率）



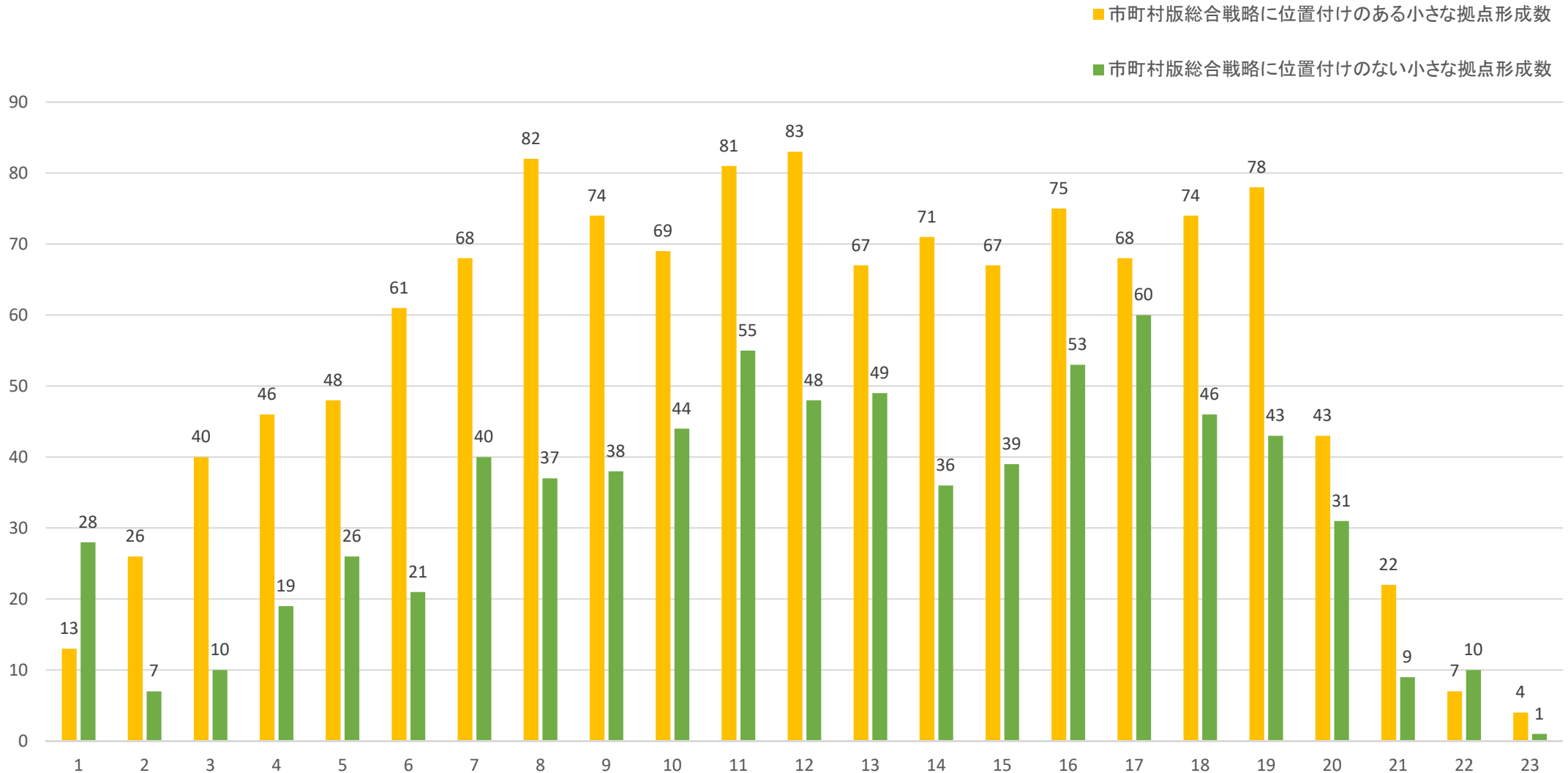
2. (5) 地域運営組織の都道府県別の形成状況

- 市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1, 267箇所のうち**87%にあたる1, 104箇所**（前回調査：86%にあたる1, 020箇所）において地域運営組織が形成され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組んでいる



2. (6) 小さな拠点のエリア内にある主な施設

- 主な施設の組み合わせとして、バス停留所、地域交流センター等地域住民の活動拠点施設、公民館、運動施設（運動場、体育館等）公園、広場を含んだ組み合わせが多い
- 総合戦略の有り無しに関係なく一つの小さな拠点に対し、平均して10施設以上の施設が存在する



小さな拠点のエリア内にある主な施設数

2. (7) 現在形成されている小さな拠点における各調査項目の結果

※【 】内は前回調査(令和元年度)数値

2. (7) - ① 地域運営組織の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①あり(複数)	55 【36】	4% 【3%】	45 【23】	6% 【3%】	55 45
②あり(単独)	1,049 【984】	83% 【83%】	446 【388】	59% 【57%】	1,049 446
③なし	163 【161】	13% 【14%】	259 【275】	35% 【40%】	163 259
合計	1,267 【1,181】		750 【686】		

2. (7) - ① - ア 地域運営組織の主な法人格

※ 2. (7) - ① 地域運営組織の有無 「①あり(複数)」、「②あり(単独)」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①法人格のない任意団体	1,068 【938】	86% 【85%】	501 【401】	87% 【88%】	1,068 501
②NPO法人(認定NPO除く)	33 【32】	3% 【3%】	28 【28】	5% 【6%】	33 28
③認定NPO法人	4 【4】	0% 【0%】	2 【3】	0% 【1%】	4 2
④一般社団法人	19 【17】	2% 【2%】	5 【1】	1% 【0%】	19 5
⑤公益社団法人	0 【0】	0% 【0%】	0 【0】	0% 【0%】	
⑥認可地縁団体(地方自治法に基づく)	86 【87】	7% 【8%】	28 【14】	5% 【3%】	86 28
⑦社会福祉法人	5 【4】	0% 【0%】	0 【0】	0% 【0%】	5
⑧株式会社	18 【14】	1% 【1%】	3 【3】	1% 【1%】	18 3
⑨合同会社	1 【1】	0% 【0%】	0 【0】	0% 【0%】	1
⑩その他の法人格	2 【3】	0% 【0%】	10 【7】	2% 【2%】	2 10
合計	1,236 【1,100】		577 【457】		

2. (7) - ② 法律上の地域区分

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
①市街化調整区域	69 【67】	5% 【6%】	50 【41】	7% 【6%】	69 50
②非線引き都市計画区域の用途地域指定区域	130 【133】	10% 【11%】	72 【65】	10% 【9%】	130 72
③非線引き都市計画区域の用途地域非指定区域	350 【318】	28% 【27%】	208 【216】	28% 【31%】	350 208
④農業振興地域	958 【870】	76% 【74%】	555 【469】	74% 【68%】	958 555

2. (7) - ③ 対象範囲

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①中学校区より広い	23 【24】	2% 【2%】	28 【29】	4% 【4%】	23 28
②中学校区	147 【153】	12% 【13%】	175 【158】	23% 【23%】	147 175
③旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)	32 【29】	3% 【2%】	18 【15】	2% 【2%】	32 18
④小学校区	422 【395】	33% 【33%】	245 【236】	33% 【34%】	422 245
⑤旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)	363 【333】	29% 【28%】	119 【86】	16% 【13%】	363 119
⑥小学校区(又は旧小学校区)より狭い	167 【136】	13% 【12%】	89 【107】	12% 【16%】	167 89
⑦中学校区(上記②)及び小学校区(上記④)と概ね一致	22 【19】	2% 【2%】	14 【5】	2% 【1%】	22 14
⑧その他	91 【92】	7% 【8%】	62 【50】	8% 【7%】	91 62
合計	1,267 【1,181】		750 【686】		

2. (7) - ④ 地域再生計画への位置付け

	総合戦略あり		総合戦略なし		283	20
	数	割合	数	割合		
①位置付けあり	283 【252】	22% 【22%】	20 【24】	3% 【4%】		
②今後、策定予定	87 【89】	7% 【8%】	9 【10】	1% 【2%】	87	9
③過去に位置付けがあった	22 【20】	2% 【2%】	6 【1】	1% 【0%】	22	6
④なし	875 【796】	69% 【69%】	715 【618】	95% 【95%】	875	715
合計	1,267 【1,157】		750 【653】			

2. (7) - ④ - ア 地域再生計画において位置付けた特例措置

※ 2. (7) - ④ 地域再生計画への位置付け「①位置付けあり」の内訳

	総合戦略あり		258
	数	割合	
①地方創生関係交付金の活用	258 【231】	91% 【92%】	258
②地域再生土地利用計画の策定	0 【0】	0% 【0%】	
③自家用有償旅客運送者による少量貨物輸送の活用	0 【0】	0% 【0%】	
④小さな拠点税制の活用	5 【4】	2% 【2%】	5
⑤その他	20 【17】	7% 【7%】	20
合計	283 【252】		

2. (7) - ⑤ 主な施設

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
a 市役所・町村役場の本庁	118 【111】	9% 【9%】	73 【75】	10% 【11%】	118 73
b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口	477 【405】	38% 【34%】	364 【303】	49% 【44%】	477 364
c 公民館(分館も含む)	710 【671】	56% 【57%】	484 【449】	65% 【65%】	710 484
d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設	879 【816】	69% 【69%】	468 【391】	62% 【57%】	879 468
e 郵便局(簡易郵便局含む)	1,054 【980】	83% 【83%】	629 【577】	84% 【84%】	1,054 629
f 農協	524 【511】	41% 【43%】	373 【377】	50% 【55%】	524 373
g 銀行、信用金庫等金融機関(郵便局、農協除く)	323 【311】	25% 【26%】	208 【202】	28% 【29%】	323 208
h ATM(郵便局や農協等の施設に併設している場合も含む)	848 【779】	67% 【66%】	528 【513】	70% 【75%】	848 528
I 保育所・幼稚園(認定こども園も含む)	781 【728】	62% 【62%】	498 【463】	66% 【67%】	781 498
j 小学校	797 【752】	63% 【64%】	514 【479】	69% 【70%】	797 514
k 中学校	461 【442】	36% 【37%】	342 【324】	46% 【47%】	461 342
l 高等学校	130 【123】	10% 【10%】	83 【79】	11% 【12%】	130 83
m 運動施設(運動場、体育館等)、公園、広場	974 【889】	77% 【75%】	558 【500】	74% 【73%】	974 558
n 医療施設(病院、診療所等)	730 【674】	58% 【57%】	477 【453】	64% 【66%】	730 477
o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター	708 【648】	56% 【55%】	430 【416】	57% 【61%】	708 430
p ガソリンスタンド	732 【689】	58% 【58%】	465 【444】	62% 【65%】	732 465
q 食料品・日用品販売店(スーパー、コンビニ、個人商店等)	1,022 【959】	81% 【81%】	603 【559】	80% 【81%】	1,022 603
r 飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等)	975 【879】	77% 【74%】	563 【525】	75% 【77%】	975 563
s 道の駅	167 【154】	13% 【13%】	100 【101】	13% 【15%】	167 100
t 物産・観光施設(道の駅以外)	542 【495】	43% 【42%】	279 【267】	37% 【39%】	542 279
u 宿泊施設	603 【534】	48% 【45%】	352 【338】	47% 【49%】	603 352
v 鉄道駅	258 【242】	20% 【20%】	175 【167】	23% 【24%】	258 175
w バス停留所	1,145 【1,071】	90% 【91%】	668 【616】	89% 【90%】	1,145 668
x その他	96 【81】	8% 【7%】	75 【65】	10% 【9%】	96 75

2. (7) - ⑥ 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		
①あり	1,212 【1,116】	96% 【95%】	697 【648】	93% 【95%】	
②なし(今後開設予定)	8 【8】	1% 【1%】	8 【6】	1% 【1%】	
③なし(予定もなし)	47 【52】	4% 【4%】	45 【31】	6% 【5%】	
合計	1,267 【1,176】		750 【685】		

2. (7) - ⑥ - ア 交通機関の種類

※ 2. (7) - ⑥ 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		※複数回答
a 鉄道・軌道	234 【210】	19% 【19%】	169 【156】	24% 【24%】	
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	711 【650】	59% 【58%】	497 【436】	71% 【67%】	
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	500 【453】	41% 【41%】	198 【195】	28% 【30%】	
d 乗合タクシー	275 【275】	23% 【25%】	133 【107】	19% 【17%】	
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	87 【72】	7% 【6%】	40 【52】	6% 【8%】	
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	49 【38】	4% 【3%】	20 【17】	3% 【3%】	
g 地域住民による無償運送	20 【17】	2% 【2%】	7 【4】	1% 【1%】	
h その他	31 【18】	3% 【2%】	20 【16】	3% 【2%】	

2. (7) - ⑦ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①あり	1,054 【987】	83% 【84%】	644 【587】	86% 【86%】	
②なし(今後開設予定)	23 【17】	2% 【1%】	10 【14】	1% 【2%】	
③なし(予定もなし)	190 【173】	15% 【15%】	96 【83】	13% 【12%】	
合計	1,267 【1,177】		750 【684】		

2. (7) - ⑦ - ア 交通機関の種類

※ 2. (7) - ⑦ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
a 鉄道・軌道	76 【66】	7% 【7%】	69 【56】	11% 【10%】	
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	475 【433】	45% 【44%】	370 【309】	57% 【53%】	
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	482 【432】	46% 【44%】	236 【219】	37% 【37%】	
d 乗合タクシー	302 【286】	29% 【29%】	169 【141】	26% 【24%】	
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	136 【117】	13% 【12%】	66 【72】	10% 【12%】	
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	51 【42】	5% 【4%】	24 【22】	4% 【4%】	
g 地域住民による無償運送	30 【18】	3% 【2%】	23 【17】	4% 【3%】	
h その他	25 【12】	2% 【1%】	35 【13】	5% 【2%】	

2. (7) - ⑧ 交通結節機能の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし			
	数	割合	数	割合	あり	なし
①小さな拠点における乗継ぎあり (乗継ぎ施設あり)	295 【242】	23% 【21%】	236 【234】	31% 【35%】	295	236
②小さな拠点における乗継ぎあり (乗継ぎ施設なし)	263 【236】	21% 【20%】	166 【123】	22% 【18%】	263	166
③小さな拠点における乗継ぎなし	709 【687】	56% 【59%】	348 【317】	46% 【47%】	709	348
合 計	1,267 【1,165】		750 【674】			

2. (7) - ⑨ 小さな拠点を含む地域公共交通網形成計画の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし			
	数	割合	数	割合	あり	なし
①作成済	766 【638】	60% 【54%】	403 【322】	54% 【48%】	766	403
②作成なし(予定あり)	140 【179】	11% 【15%】	56 【75】	7% 【11%】	140	56
③作成なし(予定なし)	361 【354】	28% 【30%】	291 【279】	39% 【41%】	361	291
合 計	1,267 【1,171】		750 【676】			

(参考1) 本調査における「小さな拠点」の定義(概念)

本調査の実施にあたっては、調査対象とする小さな拠点について、以下の定義(概念)を示した上で市町村に調査を行っており、回答した市町村の状況に応じて、各小さな拠点に立地する施設や交通ネットワークの有無等の施設や機能にはばらつきがあることに留意が必要です。

●本調査の対象とする小さな拠点

「小さな拠点」については、明確な定義はありませんが、本調査においては、以下の概念に該当する施設や場所(地区・エリア)を調査対象とします。必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、「小さな拠点」の概念に該当する場合は、本調査の対象とします。

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

市街化区域を除く、中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等)やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏^{*}において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。

なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となります。

【調査対象とする小さな拠点の具体イメージ】

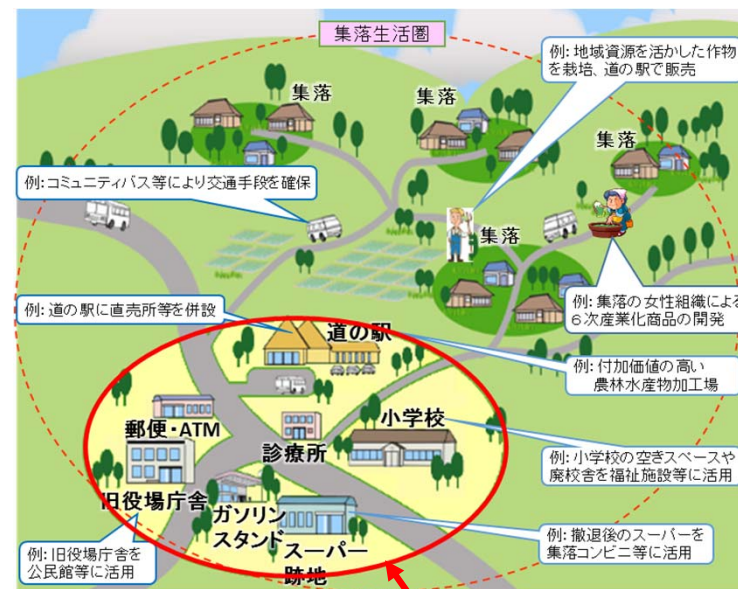
本調査の対象とする「小さな拠点」については、例えば、以下のような地区や施設です。あくまで例示ですので、これ以外の場合も上記の概念に該当すれば、本調査の対象として下さい。

- ・旧町役場周辺に、旧役場庁舎を活用した支所や地域交流センター、小学校、郵便局、商店、バス停等が歩いて回れる程度の範囲に従来から集積しており、引き続き、地域(集落生活圏)の中心拠点として機能している地区(エリア)【従来から機能・施設が集積しているエリア】
- ・廃校となった小学校校舎を活用し、旧校舎を改修して、地域住民の活動拠点センターや小規模売店を新たに設置するとともに、近隣にあった老朽化した診療所や老人福祉センターを移設集約した施設【既存施設を活用し、機能を集約した施設】
- ・新たに道の駅を整備し、道の駅を中心施設として、今後、地域内の生活機能や交流機能の拠点として整備を図っていく地区(エリア)【新規に整備するエリア】

※必ずしも新規に施設を整備する場合や施設を移転・集約する場合を対象とするものではなく、従来からある集落の中心機能を維持していくことも小さな拠点の対象となります。また、「小さな拠点」という名称を使用している必要はありませんので、本調査で示している小さな拠点の概念に該当する場合は、幅広く調査への回答をご検討下さい。

※本調査の対象とする小さな拠点は、中山間地域や農村部を主に対象と考えており、明確な定義はありませんが、特に都市部や市街地(都市計画法の市街化区域)における機能が集積しているエリアや施設は対象としません。

【小さな拠点の概念図】



小さな拠点

(参考2) 前回調査：「令和元年度小さな拠点の形成に関する実態調査」概要

- 調査主体：内閣府地方創生推進事務局
- 調査時期：令和元年5月末時点における状況として、6月14日～7月4日にかけて調査
- 調査対象：全市町村（東京23区を除く）
- 調査方法：都道府県を經由して、市町村に対して、市町村内の小さな拠点の形成状況等について調査。調査票をメールで送付し、都道府県においてとりまとめの上、メールで回収
- 調査項目：市町村における小さな拠点の形成数、今後の形成予定数
各小さな拠点の地区名、住所、人口、集落数、対象範囲、地域区分、地域再生計画や市町村版総合戦略への位置付け、主な拠点施設、交通ネットワーク、地域運営組織の有無、ホームページ等

【調査結果の概要】

- 回答いただいた市町村のうち、約**19%**にあたる**330市町村**において、**市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点が1,181箇所**形成されている
- また、既に形成されている小さな拠点数全体（市町村版総合戦略への位置付けの有り無しに関わらず）で見ると、回答いただいた市町村のうち、約**31%**にあたる**533市町村**において、**1,867箇所**形成されている

【市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所の概要】

- 対象とする集落生活圏の範囲は、**小学校区や旧小学校区が多い**（それぞれ全体の約30%）
- 約**22%**にあたる**252箇所**で地域再生計画に位置付け、主に地方創生関係交付金を活用し取組を推進
- 立地する主な施設は、バス停留所、郵便局、食料品・日用品販売店、運動施設等、飲食店、地域交通センター等地区住民の活動拠点施設の順に多い
- **都市部との公共交通は約95%の箇所**で形成されており、**周辺集落との公共交通は約84%の箇所**で形成されている
- 都市部との交通及び周辺集落との交通はともに民営路線バスが最も多い
- **86%の箇所**で**地域運営組織が形成**され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組む